

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1080 号（諮問第 1717 号）

件名：署員駐車場の使用料を徴収しないと署長が決めた文書の不開示（不存在）  
決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 10 月 7 日

2 原処分

令和 4 年 10 月 20 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していないとき）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 11 月 18 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 12 月 26 日

5 答申

令和 5 年 11 月 29 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、稲沢警察署長が署員駐車場の使用者から使用料を徴収しないことを決定した文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、警察本部には、稲沢警察署の署員駐車場の使用料を徴

収する定めがなく、稲沢警察署員から署員駐車場の使用料を徴収していないことから、本件請求対象文書を作成又は取得することはないとのことである。

このことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

稲沢署敷地内にある署員駐車場は使用料を徴収していない。これは稲沢署長が決めたとのこと。そこで、稲沢署長が徴収しないと決めた文書の開示を求める。